

京都市告示第 307 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 21 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久我14号線	伏見区久我西出町11番地の109地先から	旧	メートル 107.40	メートル 0.90 ~ 2.73
	同町11番地の28地先まで	新	107.40	1.82 ~ 12.20
久我46号線	伏見区久我森の宮町4番地の12地先から	旧	17.50	1.82 ~ 1.85
	同町4番地の150地先まで	新	17.50	6.40

(建設局土木管理部道路明示課)